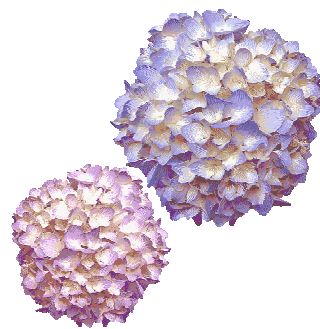


うっとうしい梅雨の季節であっても心を和ませてくれるもの、それが紫陽花（あじさい）です。

私は、華やかさには欠けますが、しっとりして気品のあるこの花が好きです。海外の花言葉では「元気な女性」「辛抱強い愛情」と解釈する国があるようです。

結婚式の装花としても、決して遜色ないと思います。



ITパスポート試験に合格しました

去る4月18日に受験し、5月20日に正式な合格発表がありました。4ヶ月間の長きに渡り勉強してきましたが、ひとまずホッとしております。

この資格は、経済産業省が所管する国家資格・情報処理技術者試験の初歩レベルに位置し、旧・初級システムアドミニストレーター（シスアド）の流れをくんでいます。

私が全幅の信頼を寄せる友人の行政書士のS先生が、昨秋ITパスポートを取得なされ、直ちに使用していたテキスト・問題集をすべて私にご恵与下さいました。以降、何度も試験対策や情報交換で相談に乗って頂き、合格を果たすことができました。

結果として、総合得点720点（1,000点満点）で、ストラテジ系（経営戦略）280点、マネジメント系（情報管理）180点、テクノロジー系（情報技術）260点という内訳でした。

もともと情報セキュリティに強い関心があったS先生より、昨秋、情報処理推進機構(IPA)の主催による「情報セキュリティセミナー」の受講を勧められたことから端を発します。かつてのIT革命は過ぎ去り、今や1人1台のパソコン時代となり、IT普及は成し遂げられました。昨今、企業のホームページ作成は当たり前、さらにブログやツイッターなど操作系ばかり注目されがちですが、適切で効果的なIT経営をこなすには、その裏方となるセキュリティポリシーの向上が欠かせないとも、常々教えられています。

そこで情報技術の知識理解を深め、IT音痴・富田の汚名返上(笑)と思い、一念発起して受けたのがITパスポート試験でした。学生受験者も多いですし、企業によっては受験料を全額負担してくれるほど奨励しているところもあります。

IT用語ばかりではなく、以下のような計算問題もありました。平成22年度春期ITパスポート試験第31問より(文面改変)。

問／あるプログラム開発の仕事を、Aさんは10日、Bさんは15日で完了できる。2人で一緒に作業をすると完了日数は？(ただし作業効率は2人になっても変わらず)

解答肢／① 5日 ② 6日 ③ 7,5日 ④ 12,5日

ヒント／仕事全体を「1」で考える。

お暇な方はぜひチャレンジしてみてください。正解と解き方は次号にて。

とにかく合格できて感激でいっぱいです。次はスキルアップして、基本情報技術者を目指したいところです。S先生、本当に心より感謝申し上げます！！

離婚でちょっと知っておくと便利な話 (3)

ある専業主婦の女性が夫と離婚したい、と思いました。子供は引き取るつもりです。ちょっと待って下さい！ 今までの生活費と、今後別れる夫に請求するであろう養育費。いったいどちらが現実が多いのでしょうか？

感情の不一致で離婚に至るケースは確かに理解できます。しかし子供がいないとか、妻が職業を持っている経済的に自立した女性であればともかく、夫の収入だけで生計を立てていた普通の専業主婦である場合、まず夫婦間の感情もさることながら金銭面のこともよく考えて欲しいと思います(DV、児童虐待問題等は今回は含めていません)。

例えば婚姻費用分担請求の調停申立てがあります。慌てて離婚を考える前に、生活費(通常は養育費より多いはずです)の確保という点から、相手の収入に応じてその何分の一かの請求を考えます。夫の勤務先から直接回収できますし、法テラスで調停申立ての着手金を立て替えてくれたりもします。

また夫が強く離婚を希望し、しかも子供を引き取りたがっていない場合。勝手に離婚届を出させないようにするため、あらかじめ役所に不受理届を出しておくことも重要です。この届出は届出をしてから6ヶ月しか効力がないので、さらに延期したいときは、また不受理届を出して下さい。そうでないと一旦受理されてしまった離婚届を無効にするための手続(離婚無効の調停、同確認の訴えなど)は容易ではありません。

勢いで離婚するのは簡単。しかし子供がいる場合などはよ〜く考えてみましょう。

行政書士・司法書士・弁護士のちがいをもう一度

一般や知人の方からのお問合せについてお答えする場合、どうしても他の士業の職域と競合し、お断りすることが意外とあります。

「不動産登記はできないか?」「土地の境界トラブルで母が被告となってしまった。裁判の代理人になってくれないか?」…この数カ月でお断りしたご相談です。

以下、富田事務所チラシで謳っている注意書きを、そのまま再掲載します。行政書士がどこまでできるのか、少しでもご理解頂ければ幸いです。

行政書士と司法書士。何だか名前が似ていて、どう違うのか分からない、と思う方、きっと多いですね。それに弁護士まで行かずとも、行政書士で済んでしまうことってあるのかしら?

2つの書士に共通するのは、書類作成の代理ができるという点。特に行政書士は役所に提出する書類がたくさんあります。権利義務又は事実証明に関する書類、例えば遺言、契約書、離婚協議書なども作れます。弁護士のようには裁判や交渉代理はできませんが、告訴状や和解書(内容が確定しているもの)なども作れます。

一方、司法書士は裁判の書類も作りますし、最も中心となるのは不動産の登記申請の代理です。書類を作るだけじゃなく、法務局に本人でない者が登記申請書類を持っていくことは行政書士には認められませんが、司法書士はOKです。

建設業許可を積み上げる

近隣の税理士先生から回された、地元建設会社様の建設業許可の都庁申請を果たしたのが4月14日。5月10日付で許可証が到着しました。富田事務所としては昨年末に続きようやく2社目。無事、都庁建設業課の審査官に受理してもらえたとしても、石橋を叩いて渡る私は、この目で許可証を見なければ安心はできません。目にした瞬間に初めて、本当に良かったですね！と心から社長様と握手できる思いです。

富田事務所にご相談に来られる建設会社様は、資本金もそれほど高くなく、オール下請という中小企業がほとんどです。許可を目指している社長様たちは一様に「建設業許可を取らないと、今後、元請から仕事が回って来なくなる可能性がある」と仰います。生き残りを賭けるため、私がお手伝いをすることになります。

大抵は実務経験証明書類を10年分、専任技術者になりうる国家資格を所持していたとしても、経營業務の管理責任者(経管)の証明として最低5年分の工事契約書類を整えなければなりません。これが最も手間暇がかかり、辛抱強く社長様にご指導申し上げながら揃えて頂くこととなります。

本ケースは、社長様が一級ガラス施工管理技能士でしたので、専任はその合格証書でクリア。残るは経管5年分ですが、会社設立が平成19年と満たないので、社長様の個人事業主時代の実績と繋ぎ合せることとなりました。

私は建設業の業務をする際、必ず師匠のG先生の顔が浮かんできます。G先生は建設業に特化した行政書士で、数百社のクライアントを抱えています。昨年忘年会で私がそれを言うと、「富田、俺だってな、30年かけて1社ずつ積み上げていったんだぞ！」と笑われました。私はまだようやく2社目、気の遠くなるような数の階段をひたすら昇っていくしかないのですね(笑)。

昨年11月24日、1社目を申請した日、建設業課の待合い椅子でばったりG先生と会いました。こちらは審査官に怒られまくりで、必死に書類の修正をしている場面でした。「富田は直すのが得意だからなあ～」と私の補助者時代を思い出したのか、そう仰いました。師匠にカッコ悪いところを見せてしまった、と赤くなりました。

それを友人の行政書士に報告したところ、「活躍しているところを見せられて羨ましい。G先生もきっと喜んでいるだろう。師匠に感謝の気持ちを示すには、富田が活躍し続けること」と言われました。これからも建設業の実務研鑽に励みます。

相続で知っておくとちょっと便利な話(8)

遺言書や遺産分割協議書を作成する場合、祭祀主宰者を誰に指定するかを明確にしましょう。祭祀とは民法897条にあります。簡単に言うとお墓や位牌等の管理という意味合いです。相続財産というどうしても不動産や預貯金に注目されがちですが、とても大事なことです。と言うのも民法上、通常の相続財産(896条)とは切り離れた概念だからです。お墓の管理は意外と費用がかかりますし、その手法も様々です。祭祀を承継した者は独断でそれを決定できます。公正証書遺言でも指定度は低いようです。富田事務所では必ずお勧めしています。

申請取次研修を修了しました

5月20日、はるばる大阪・弁天町まで赴き、日行連主催による申請取次行政書士事務研修会を修了しました。現在、東京都行政書士会を經由して入国管理局に対し、申請取次行政書士の届出手続中です。おそらく7月下旬辺りには晴れて「申請取次行政書士」として、入管業務にとりかかれると思われま

す。過去の事務所報でも話題にしました行政書士の倫理問題がやはり頭にあります。それについては東京会でも留学生新聞にて注意を喚起したり、申請取次業務適正化委員会を発足させ、違反者から「申請取次行政書士」資格を剥奪することも辞さない構えも見せ、有効なコンプライアンス強化に繋がると考えられます。

悪の温床とも言うべきブローカーの仲介問題については、在日外国人の言葉の問題が影を落としているようです。留学生新聞によると、来日したての外国人は日本語がなかなか使えないので、日本社会との接点を持ち得ず、そこにブローカーが巧みに接近するのです。したがって申請取次行政書士は単なる相談窓口に留まらず、そうした接点の提供も大事ではないか、ということです。

申請取次資格が行政書士に付与されたのが平成元年。この輝かしい制度の腐敗を守り、世の中に正しい形で貢献するのが、未来の私を含めすべての申請取次行政書士の今後の使命だと肝に銘じ、研修会場を辞しました。

富田事務所チラシを設置して下さった企業様

★君島美容室 様(北区志茂4丁目) 5月6日設置、ちなみに母が日頃お世話になって
います。この場を借りてお礼申し上げます！

平成22年6月1日発行 (不定期発行) 第11号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽 2-31-3 タグチコーポ 101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩8分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

※ヤフー検索「行政、富田」で3～4位に出ます。

ブログ <http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/>

※ヤフー検索「富田賢、ブログ」で2位に出ます。毎日更新！

建設・宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可

お陰様で、6月1日で行政書士登録1周年、7月1日で富田事務所開設1周年を迎えます。今後とも精進研鑽を重ねますので、宜しくお願い致します。

※6月8日(火)は終日の研修のため、臨時休所日と致します。